

特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧		新												
第2表 工事に関する費用 第1 工事費 1 適用		第2表 工事に関する費用 第1 工事費 1 適用												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) ～ (略) (5)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(6) 工事費の適用除外</td><td> <p>次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。</p> <p>ア ～ (略)</p> <p>キ ク 加入電話契約者又は総合ディジタル通信サービス契約に係る第1種契約者（<u>利用休止を行っている加入電話契約者及び第1種契約者も含みます。</u>）が、<u>1の加入電話契約又は第1種契約の解除又は利用休止（利用休止を行っている加入電話契約者及び第1種契約者はその限りではありません。）</u>と同時に、<u>1の特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合の工事（その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費（付加機能については、加入電話契約又は第1種契約において利用していた付加機能と同等の付加機能を利用する場合に限ります。）及び回線終端装置工事費に限ります。）</u>及び回線終端装置工事費に限ります。</p> <p><u>ただし、契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合であって、契約者からその場所における当社による工事の請求があった場合は、この限りではありません。</u></p> <p>ケ ～ (略) コ</p> </td></tr> </tbody> </table>		区 分	内 容	(1) ～ (略) (5)	(略)	(6) 工事費の適用除外	<p>次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。</p> <p>ア ～ (略)</p> <p>キ ク 加入電話契約者又は総合ディジタル通信サービス契約に係る第1種契約者（<u>利用休止を行っている加入電話契約者及び第1種契約者も含みます。</u>）が、<u>1の加入電話契約又は第1種契約の解除又は利用休止（利用休止を行っている加入電話契約者及び第1種契約者はその限りではありません。）</u>と同時に、<u>1の特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合の工事（その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費（付加機能については、加入電話契約又は第1種契約において利用していた付加機能と同等の付加機能を利用する場合に限ります。）及び回線終端装置工事費に限ります。）</u>及び回線終端装置工事費に限ります。</p> <p><u>ただし、契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合であって、契約者からその場所における当社による工事の請求があった場合は、この限りではありません。</u></p> <p>ケ ～ (略) コ</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) ～ (略) (5)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(6) 工事費の適用除外</td><td> <p>次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。</p> <p>ア ～ (略)</p> <p>キ ク 加入電話契約者又は総合ディジタル通信サービス契約に係る第1種契約者が、<u>次のいずれかに該当する申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合の工事（その契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要があると当社が判断した場合における契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費（付加機能については、加入電話契約又は第1種契約において利用していた付加機能と同等の付加機能を利用する場合に限ります。）及び回線終端装置工事費に限ります。）</u> (ア) <u>1の加入電話契約又は第1種契約の解除又は1の利用休止の請求と同時に、1の特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る契約の申込み</u> (イ) <u>1の利用休止中の加入電話契約又は第1種契約（（ア）の適用を受けていないものに限ります。）</u>につき行う、<u>1の特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る契約の申込み</u>。この場合において、この規定を適用する回数については、<u>1の加入電話契約又は第1種契約につき1とします。</u></p> <p>ケ ～ (略) コ</p> </td></tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) ～ (略) (5)	(略)	(6) 工事費の適用除外	<p>次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。</p> <p>ア ～ (略)</p> <p>キ ク 加入電話契約者又は総合ディジタル通信サービス契約に係る第1種契約者が、<u>次のいずれかに該当する申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合の工事（その契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要があると当社が判断した場合における契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費（付加機能については、加入電話契約又は第1種契約において利用していた付加機能と同等の付加機能を利用する場合に限ります。）及び回線終端装置工事費に限ります。）</u> (ア) <u>1の加入電話契約又は第1種契約の解除又は1の利用休止の請求と同時に、1の特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る契約の申込み</u> (イ) <u>1の利用休止中の加入電話契約又は第1種契約（（ア）の適用を受けていないものに限ります。）</u>につき行う、<u>1の特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る契約の申込み</u>。この場合において、この規定を適用する回数については、<u>1の加入電話契約又は第1種契約につき1とします。</u></p> <p>ケ ～ (略) コ</p>
区 分	内 容													
(1) ～ (略) (5)	(略)													
(6) 工事費の適用除外	<p>次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。</p> <p>ア ～ (略)</p> <p>キ ク 加入電話契約者又は総合ディジタル通信サービス契約に係る第1種契約者（<u>利用休止を行っている加入電話契約者及び第1種契約者も含みます。</u>）が、<u>1の加入電話契約又は第1種契約の解除又は利用休止（利用休止を行っている加入電話契約者及び第1種契約者はその限りではありません。）</u>と同時に、<u>1の特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合の工事（その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費（付加機能については、加入電話契約又は第1種契約において利用していた付加機能と同等の付加機能を利用する場合に限ります。）及び回線終端装置工事費に限ります。）</u>及び回線終端装置工事費に限ります。</p> <p><u>ただし、契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合であって、契約者からその場所における当社による工事の請求があった場合は、この限りではありません。</u></p> <p>ケ ～ (略) コ</p>													
区 分	内 容													
(1) ～ (略) (5)	(略)													
(6) 工事費の適用除外	<p>次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。</p> <p>ア ～ (略)</p> <p>キ ク 加入電話契約者又は総合ディジタル通信サービス契約に係る第1種契約者が、<u>次のいずれかに該当する申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合の工事（その契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要があると当社が判断した場合における契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費（付加機能については、加入電話契約又は第1種契約において利用していた付加機能と同等の付加機能を利用する場合に限ります。）及び回線終端装置工事費に限ります。）</u> (ア) <u>1の加入電話契約又は第1種契約の解除又は1の利用休止の請求と同時に、1の特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る契約の申込み</u> (イ) <u>1の利用休止中の加入電話契約又は第1種契約（（ア）の適用を受けていないものに限ります。）</u>につき行う、<u>1の特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る契約の申込み</u>。この場合において、この規定を適用する回数については、<u>1の加入電話契約又は第1種契約につき1とします。</u></p> <p>ケ ～ (略) コ</p>													

新旧対照

旧		新	
	サ 前項において、光回線電話契約者から第2表第1の1に定める割増工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増工事費として加算して適用される額は光回線電話契約者に負担していただきます。		サ クからコに定める場合において、第2表第1(工事費)の1(適用)(5)欄に規定する割増工事費が適用される工事の請求があったときは、クからコの規定にかかわらず、その割増工事費として加算して適用される額は特定地域向け音声利用IP通信網サービスに係る契約の申込者に負担していただきます。
(7) 工事費の減額 適用	(略)	(7) 工事費の減額 適用	(略)
附 則（令和7年12月24日企営第15550000819号） この改正規定は、令和8年1月1日から実施します。			